御所市監査委員告示第180号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を実施しましたが、同条第8項に定める監査委員の合議に至らなかったので、請求人への通知内容を次のとおり公表します。

平成24年5月9日

御所市監査委員 和田 正吾 御所市監査委員 中北 秀太良

第1 監査の請求

- 1 請求人
 - A 他20名
- 2 請求書の提出平成24年3月29日

第2 請求の要旨

1 請求人から提出された措置請求書及び事実証明書に基づく請求の趣旨は次のとおりであると解した。

奈良県葛城地区清掃事務組合と有限会社Bとの間において結ばれた土地賃貸借契約に基づく賃料が、従前の200万円から600万円に増額された具体的根拠がないなどの理由から、本賃貸借契約及び賃料の支出は違法・不当であるとして、御所市が奈良県葛城地区清掃事務組合に対して当該賃料相当額の分担金200万円を超過する金額を支出することの差止め及び既に支出された平成23年度分の400万円の返還を求めた請求である。

2 請求の理由

(原文より本請求関連部分抜粋)

- 1. 収集し尿及び浄化槽汚泥中継貯留施設の賃料
- (1) Bは、昭和56年9月、自社の敷地(奈良県御所市所在。登録地目は「田」。 現況「宅地」。724平米。所有者は「C」。資料3)にし尿の中継貯留槽 を設置しており、奈良県葛城地区清掃事務組合は、同貯留槽を月額金25 万円で賃借することになった(年額金300万円)。

翌昭和57年には、月額賃料は金50万円に倍増された(年額金600万円)。

その後、平成11年までの17年間、奈良県葛城地区清掃事務組合は、 年額金600万円の賃料を、Bに支払続けた(資料4,5)。

(2)ところが、同年、上記賃料が、御所市内のその余の物件にかかる賃料に

比較してあまりに高額ではないかという点が、御所市議会で問題とされるに至った。これを受けて、奈良県葛城地区清掃事務組合(管理者御所市長前川正)とBとの間で賃料にかかる交渉が行われ、激変緩和の意味もあり、平成12年以降、年額100万円ずつ賃料の減額がなされることになった。

その結果、同年の賃料は年額金500万円(資料6) 平成13年は年額金400万円(資料7) 平成14年は年額金300万円(資料8) 平成15年は年額金200万円とされるに至った(資料9)

同年以降、平成22年度まで、同金額のままであった(資料10~16)。

(3)しかし、平成23年4月1日、奈良県葛城地区清掃事務組合とBとの間で、賃料を増額しなければならない合理的な理由は何ら存在しないにもかかわらず、上記賃料を年額金600万円(月額金50万円)に増額する旨合意されてしまった(資料17)。

同月以降、同金額の月額賃料の支払がなされている。

2. 平成23年4月1日以降の賃料が不当に高額である事実

ところで、上記賃貸借契約の対象とされている物件(資料3)の固定資産評価額(平成23年度)は、金1100万6248円に過ぎない(資料18)。また、奈良県葛城地区清掃事務組合が賃借しているのは、合計724平米のうち82平米(約25坪)、全敷地面積の11%に留まる。しかも、貯留槽が設置されているのは、同物件の駐車場部分の地下であり、地表部分の利用には特段の障害はない。いかなる理由からわずか金1100万円程度の土地の11%に該当する部分の、さらに地下を賃借するにあたって年額金600万円もの賃料を支払う必要があるのか不明である。

さらに、賃料を、従前の年額金200万円からその3倍の年額金600万円に倍増しなければならないことについても、何ら具体的な根拠がない。賃料調停や賃料増額にかかる訴訟が提起されたという事実もない。

同物件の適正賃料というのは、御所市内にかかる各種不動産の賃貸相場と 比較した場合、し尿や汚泥の中継貯留施設といういわゆる「嫌忌施設」であ るという性格を最大限考慮しても、従前の年額金200万円を超過するもの ではない。

- 3.賃料支払の法的評価
- (1)地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度 を超えて支出してはならないとされている(地方財政法第4条第1項、地 方自治法第2条第14項)。

したがって、より少ない金額で所期の目的を達成することができるのに、 あえてそれを大きく超えた条件で支出負担行為をしたような場合には、当 該契約は無効となる。

(2)また、仮に賃貸借契約が無効とまで言えなかったとしても、年額金60 0万円もの金額で賃料の合意をすること自体が、地方財政法第4条第1項、 地方自治法第2条第14項に反すること著しく裁量の範囲を逸脱したものとして違法である。したがって、奈良県葛城地区清掃事務組合の管理者の地位にある東川裕は、その損害賠償責任を免れるものではない。

さらに、賃貸借契約の私法上の効力の如何にかかわらず、賃貸借契約の 内容が合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が 存在し、奈良県葛城地区清掃事務組合として当該賃料の支払を拒絶しうる 事情が存在するにもかかわらず、漫然と当該賃料を支出した場合にも、これが違法であることに変わりがない。

4.本請求に至る経緯

(1)請求人らは、地方自治法第292条、第242条に基づき、 平成23年4月1日付の賃料増額合意が無効、あるいは違法であることを前提に適正額を超過する賃料の支払の差止めを求めるとともに、 仮に同日付の賃料増額合意の私法上の効力が否定されないとしても、適正額を大幅に超過する金額での賃料増額合意自体が、奈良県葛城地区清掃事務組合に損害を蒙らせるものであることから、東川裕に対し、その損害の賠償請求を行うことを求め、職員措置請求、並びに住民訴訟を提起している(奈良地方裁判所平成23年(行ウ)第19号》

しかし、同訴訟の中で、奈良県葛城地区清掃事務組合は、上記賃料については、全額を御所市が負担しているため、違法性の有無の如何に関わらず同組合には何らの損害はない旨主張している(資料21)。

(2)ここで、同主張については、そもそも理由がないものと考えているが、 一方で、特別地方公共団体が賦課徴収する分担金に関する確立した裁判例 が存在するわけでもない。

そこで、万全を期すためにも、御所市から同組合への分担金の支払に関しても、 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、御所市が同組合に対して支払った分担金中、Bの所有する奈良県御所市所在の土地の賃料に相当するものとされる部分のうち年額金200万円を超過する部分、具体的には金400万円、及び 平成24年4月1日以降につき、金200万円を超過する金額で、同組合に対する分担金の支払を行うことの差止めを求めて、本請求に至ったものである。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、平成24年4月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、新たな証拠提出及び請求の要旨を補足する陳述はなかった。

2 監查対象事項

執行機関(長)の財務会計上の行為である分担金支出が、違法又は不当なも

のであるかどうかを監査対象事項とした。

3 監查対象部局課

環境建設部環境政策課

4 関係職員及び関係人の事情聴取

関係職員等からの事情聴取については、本件が平成23年3月御所市議会定例会において審議を尽くされ可決されており会議録を以って事実確認とした。

第4 監査結果

本件請求に係る監査結果について慎重に審議を重ねてきたが、公金(分担金) 支出に係る財務会計上の行為について、請求に理由があるか否かの意見が一致 せず、法第242条第8項に定める監査委員の合議が不調になったことから監 査及び勧告についての決定には至らなかった。

以下、参考までに各監査委員の結論、理由について述べる。

1 請求人の請求には理由がないとする監査委員

1 . 結論

分担金(負担金)支払において、違法・不当と認められた過去の判例は見当たらず、御所市の奈良県葛城地区清掃事務組合からの請求による分担金支払において違法・不当な財務会計行為はないと思料する。

2.理由

本件住民監査請求は、御所市が奈良県葛城地区清掃事務組合に負担する分担金の支払についての差し止めと支払済みの平成23年度の賃料400万円の返還請求である。差し止めについては、法第242条第3項(必要部分抜粋)にあるように「当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、(中略)その他公共の福祉を著しく損害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。」とある。

しかし、分担金支払における財務会計行為は、法に違背しておらず、また、 その一部支払拒絶は土地賃貸借契約の不履行となり、し尿収集に支障をきた す恐れがあり、公共の福祉を著しく損害することが憂慮される。

したがって、法第242条第3項には該当せず、差し止め請求には理由がない。

また、分担金については、奈良県葛城地区清掃事務組合と有限会社 B との間で結ばれた土地賃貸借契約に基づき、600万円という金額合意がなされたものであり、それにより御所市に負担を求めたもので、財務会計行為であるこの分担金の支出について、何ら違法・不当な公金支出ではない。

分担金請求の基礎となる賃料の支払については、奈良県葛城地区清掃事務 組合の財務会計行為であり、御所市は有限会社Bへ直接賃料を支払っておら ず、この点については御所市の監査対象である財務会計行為はない。

3.意見

本件住民監査請求の内容は、同一事案が現在、奈良地方裁判所に奈良県葛城地区清掃事務組合に対して住民訴訟(奈良地方裁判所平成23年行ウ第19号)が提起され現在係争中である。御所市の分担金支払は、先行行為である奈良県葛城地区清掃事務組合と有限会社Bとの賃料支払契約の後行行為である。したがって、先行行為の違法・不当が裁判で認定されて初めて分担金支払が違法・不当な財務会計行為であるかどうかについて監査すべきと考える。本件請求で請求者は次のように記載している。

奈良県葛城地区清掃事務組合の主張に理由がないと考えているが、一方で、 特別地方公共団体が賦課徴収する分担金に関する確立した裁判例が存在する わけでもないが、万全を期すため請求に至ったと述べており、請求人自ら、 本件請求が御所市の財務会計上の行為である分担金の違法性・不当性につい て確たる主張をしたものではなく、万全を期すため(後日の訴訟を担保する ため)と述べている。

2 請求人の請求には理由があるとする監査委員

1 . 結論

本件請求における請求人の監査請求には理由があると認め、御所市長は、東川 裕に対して金400万円及び同金額に対する平成24年3月31日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求するとともに、奈良県葛城地区清掃事務組合に対し、同組合が有限会社Bに対して負担する、奈良県御所市所在の、土地の賃料に相当するものとされる分担金のうち、年額金200万円を超える金員の支払いを行うべきではないと思料する。

2.理由

- (1)奈良県葛城地区清掃事務組合の賃料支出に関する財務会計行為を対象と する職員措置請求であり、本来御所市監査委員が監査すべきものとはいえ ない。
- (2)しかし、「第2 申立の実情」の3で、御所市の負担によるが所有する「し 尿や汚泥の中継貯留施設」の改修にかかる費用について、奈良県葛城地区 清掃事務組合が関与しないまま御所市が負担し、その費用を直接Bに支払 っていること、並びに本件とは別件の奈良県葛城地区清掃事務組合に対す る職員措置請求及び住民訴訟(奈良地方裁判所平成23年行ウ第19号)に おいて、職員措置請求の対象としている賃料について、「全額を御所市が負 担しているため、違法性の有無の如何に関わらず同組合には何らの損害は ない」旨の主張がなされている。

そこで、本件賃料の支出額が不当に高額であり、奈良県葛城地区清掃事 務組合がなした本件土地賃貸契約に基づく賃料支払いに違法性が認められ たとしても、その全額が御所市負担となることから、奈良県葛城地区清掃事務組合に損害がないとされた場合は、御所市において如何ともしがたい 損害をもたらすことは自明である。また、本件土地賃貸契約及び賃料支払 いが、実態として御所市の事務であるかのごとき主張が予見されることか ら、別件の奈良県葛城地区清掃事務組合に対する職員措置請求及び住民訴 訟(奈良地方裁判所平成23年行ウ第19号)に関わらず、本件職員措置 請求には理由が認められる。